

参 考 资 料

全国の発達障害者支援センター 一覧

平成 24 年 11 月現在

都道府県指定都市	名称	所在地	電話番号
北海道	北海道発達障害者支援センター「あおいそら」	〒041-0802 北海道函館市石川町 90-7 2F	0138-46-0851
	北海道発達障害者支援道東地域センター「きら星」	〒080-2475 北海道帯広市西 25 条南 4-9 地域交流ホーム「虹」内	0155-38-8751
	北海道発達障害者支援道北地域センター「きたのまち」	〒078-8329 北海道旭川市宮前通東 4155-30 旭川市障害者福祉センター おびった 1F	0166-38-1001
青森県	青森県発達障害者支援センター「ステップ」	〒030-0822 青森県青森市中央 3-20-30 県民福祉プラザ 3 階	017-777-8201
岩手県	岩手県発達障がい者支援センター「ウィズ」	〒020-0401 岩手県盛岡市手代森 6-10-6 岩手県立療育センター相談支援部内	019-601-2115
宮城県	宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」	〒981-3213 宮城県仙台市泉区南中山 5-2-1	022-376-5306
秋田県	秋田県発達障害者支援センター「ふきのとう秋田」	〒010-1407 秋田県秋田市上北手百崎字 諏訪ノ沢 3-128 秋田県立医療療育センター内	018-826-8030
山形県	山形県発達障がい者支援センター	〒999-3145 山形県上市市河崎 3-7-1 山形県立総合療育訓練センター内	023-673-3314
福島県	福島県発達障がい者支援センター	〒963-8041 福島県郡山市富田町字上の台 4-1 福島県総合療育センター南棟 2 階	024-951-0352
茨城県	茨城県発達障害者支援センター	〒311-3157 茨城県東茨城郡茨城町小幡北山 2766-37 社会福祉法人梅の里療育センター内	029-219-1222
栃木県	栃木県発達障害者支援センター「ふおーゆう」	〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎりハビリテーション内	028-623-6111
群馬県	群馬県発達障害者支援センター	〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター7階	027-254-5380

埼玉 県	埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」	〒350-0813 埼玉県川越市平塚新田東河原 201-2	049-239-3553
千葉 県	千葉県発達障害者支援センター「CAS(キャス)」	〒260-0856 千葉県千葉市中央区亥鼻 2-9-3	043-227-8557
東京 都	東京都発達障害者支援センター「TOSCA(トスカ)」	〒156-0055 東京都世田谷区船橋 1-30-9	03-3426-2318
神奈 川県	神奈川県発達障害支援センター「かながわA(エース)」	〒259-0157 神奈川県足柄上郡中井町境 218	0465-81-3717
新潟 県	新潟県発達がい害者支援センター「RISE(ライズ)」	〒951-8121 新潟県新潟市中央区水道町 1-5932 新潟県はまぐみ小児療育センター 2階	025-266-7033
富山 県	富山県自閉症・発達障害相談支援センター「あおぞら」	〒931-8443 富山県富山市下飯野 36	076-438-8415
	富山県発達障害者支援センター「ありそ」	〒930-0143 富山県富山市西金屋 6682	076-436-7255
石川 県	石川県発達障害支援センター	〒920-8201 石川県金沢市鞍月東 2-6 石川県こころの健康センター内	076-238-5557
	発達障害者支援センター「パス」	〒920-3123 石川県金沢市福久東 1-56 オフィスオーセド2F	076-257-5551
福井 県	福井県発達障害児者支援センター「スクラム福井」 嶺南(敦賀)	〒914-0144 福井県敦賀市桜ヶ丘町 8-6 野坂の郷内	0770-21-2346
	福井県発達障害児者支援センター「スクラム福井」 福井	〒910-005 福井県福井市大手 3-7-2 織 協ビル 2階	0776-22-0370
	福井県発達障害児者支援センター「スクラム福井」 奥越(大野)	〒912-0061 福井県大野市篠座 79-53 希 望園内	0779-66-1133
山梨 県	山梨県発達障害者支援センター	〒400-0005 山梨県甲府市北新 1-2-12 山梨県福祉プラザ 4階	055-254-8631
長野 県	長野県発達障害者支援センター	〒380-0928 長野県長野市若里 7-1-7 長 野県社会福祉総合センター2階 長野県精 神保健福祉センター内	026-227-1810
岐阜 県	岐阜県発達支援センター「のぞみ」	〒502-0854 岐阜県岐阜市鷺山向井 2563-57 希望が丘学園内	058-233-5116
	伊自良苑地域生活支援センター	〒501-2122 岐阜県山県市藤倉 84	0581-36-2175
静岡 県	静岡県発達障害者支援センター(診療所あいら)	〒422-8031 静岡県静岡市駿河区有明町 2-20 静岡県こども家庭相談センター総合	054-286-9038

		支援部	
愛知県	あいち発達障害者支援センター	〒480-0392 愛知県春日井市神屋町 713-8 愛知心身障害者コロニー運用部療 育支援課	0568-88-0811(内 2222)
三重県	三重県自閉症・発達障害支援センター「あさけ」	〒510-1326 三重県三重郡菰野町杉谷 1573	0593-94-3412
	三重県自閉症・発達障害支援センター「れんげ」	〒519-2703 三重県度会郡大紀町滝原 1195-1	0598-86-3911
滋賀県	滋賀県発達障害者支援センター「いぶき」	〒521-0016 滋賀県米原市下多良 2-47 平和堂米原店 3 階	0749-52-3974
京都府	京都府発達障害者支援センター「はばたき」	〒610-0331 京都府京田辺市田辺茂ヶ谷 186-1 京都府立こども発達支援センター内	0774-68-0645
大阪府	大阪府発達障害者支援センター「アクトおおさか」	〒532-0023 大阪府大阪市淀川区十三東 1-1-6	06-6100-3003
兵庫県	ひょうご発達障害者支援センター「クローバー」	〒671-0122 兵庫県高砂市北浜町北脇 519	079-254-3601
	加西ランチ	〒675-2202 兵庫県加西市野条 86-93	0790-48-4561
	芦屋ランチ	〒659-0015 兵庫県芦屋市楠町 16-5	0797-22-5025
	豊岡ランチ	〒668-0065 兵庫県豊岡市戸牧 1029-11	0796-37-8006
	宝塚ランチ	〒665-0035 兵庫県宝塚市逆瀬川 1 丁目 2-1 アピア 1 4 階	0797-71-4300
	上郡ランチ	〒678-1262 兵庫県赤穂郡上郡町岩木甲 701-42 地域障害者多目的作業所 フレン ズ内	0791-56-6380
奈良県	奈良県発達障害支援センター「でいあ-」	〒630-8424 奈良県奈良市古市町 1-2 奈 良仔鹿園内	0742-62-7746
和歌山県	和歌山県発達障害者支援センター「ポラリス」	〒641-0044 和歌山県和歌山市今福 3-5-41 愛徳医療福祉センター内	073-413-3200
鳥取県	「エール」発達障がい者支援センター	〒682-0854 鳥取県倉吉市みどり町 3564-1 皆成学園内	0858-22-7208
島根県	島根県東部発達障害者支援センター「ウィッシュ」	〒699-0822 島根県出雲市神西沖町 2534-2	050-3387-8699

	島根県西部発達障害者支援センター「ウインド」	〒697-0005 島根県浜田市上府町イ 2589 「こくぶ学園」内	0855-28-0208
岡山県	おかやま発達障害者支援センター	〒703-8555 岡山県岡山市北区祇園 866	086-275-9277
岡山県	おかやま発達障害者支援センター 県北支所	〒708-8510 岡山県津山市田町 31 津山 教育事務所内	0868-22-1717
広島県	広島県発達障害者支援センター	〒739-0133 広島県東広島市八本松町米 満 461 社会福祉法人つつじウイング内	082-497-0131
山口県	山口県発達障害者支援センター「まっぶ」	〒753-0302 山口県山口市仁保中郷 50	083-929-5012
徳島県	徳島県発達障害者支援センター「ハナミズキ」	〒773-0015 徳島県小松島市中田町新開 2-2	0885-34-9001
香川県	香川県発達障害者支援センター「アルプスカガ わ」	〒761-8057 香川県高松市田村町 1114 かがわ総合リハビリテーションセンター内	087-866-6001
愛媛県	愛媛県発達障害者支援センター「あい・ゆう」	〒791-0212 愛媛県東温市田窪 2135 愛 媛県立子ども療育センター内	089-955-5532
高知県	高知県立療育福祉センター発達支援部	〒780-8081 高知県高知市若草町 10-5	088-844-1247
福岡県	福岡県発達障害者支援センター「ゆう・もあ」	〒825-0004 福岡県田川市大字夏吉 4205-7	0947-46-9505
	福岡県発達障害者支援センター「あおぞら」	〒834-0122 福岡県八女郡広川町一条 1363-1	0942-52-3455
佐賀県	佐賀県発達障害者支援センター「結」	〒841-0073 佐賀県鳥栖市江島町字西谷 3300-1	0942-81-5728
長崎県	長崎県発達障害者支援センター「しおさい(潮彩)」	〒854-0071 長崎県諫早市永昌東町 24-3 長崎県こども医療福祉センター内	0957-22-1802
熊本県	熊本県発達障害者支援センター「わっふる」	〒869-1217 熊本県菊池郡大津町森 54-2	096-293-8189
大分県	大分県発達障がい者支援センター「イコール」	〒879-7302 大分県豊後大野市犬飼町久 原 1863-8	097-586-8080
宮崎県	宮崎県中央発達障害者支援センター	〒889-1601 宮崎県宮崎郡清武町大字木 原 4257-7 ひまわり学園内	0985-85-7660
	宮崎県延岡発達障害者支援センター	〒889-0514 宮崎県延岡市櫛津町 3427-4 ひかり学園内	0982-23-8560
	宮崎県都城発達障害者支援センター	〒885-0094 宮崎県都城市都原 7171 高 千穂学園内	0986-22-2633

鹿児島県	鹿児島県発達障害者支援センター	〒891-0175 鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘 6-12 鹿児島県こども総合相談センター内	099-264-3720
沖縄県	沖縄県発達障害者支援センター「がじゅま〜る」	〒904-2173 沖縄県沖縄市比屋根 5-2-17 沖縄小児発達センター内	098-982-2113
札幌市	札幌市自閉症・発達障害支援センター「おがる」	〒007-0032 北海道札幌市東区東雁来 12 条 4-1-5	011-790-1616
仙台市	仙台市発達相談支援センター「北部アーチル」	〒981-3133 宮城県仙台市泉区泉中央 2-24-1	022-375-0110
	仙台市発達相談支援センター「南部アーチル」	〒982-0012 宮城県仙台市太白区長町南 三丁目 1-30	022-247-3801
さいたま市	さいたま市発達障害者支援センター	〒338-0013 埼玉県さいたま市中央区鈴谷 7-5-7 さいたま市障害者総合支援センター 内 1 階	048-859-7422
千葉市	千葉市発達障害者支援センター	〒261-0003 千葉県千葉市美浜区高浜 4-8-3 千葉市療育センター内	043-303-6088
横浜市	横浜市発達障害者支援センター	〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴 屋町 3-35-8 タクエービル7階	045-290-8448
川崎市	川崎市発達相談支援センター	〒210-0006 神奈川県川崎市川崎区砂子 1-7-5 タカシゲビル3階	044-246-0939
相模原市	相模原市発達障害者支援センター	〒252-0226 神奈川県相模原市中央区陽 光台 3-19-2 相模原市立療育センター陽 光園内	042-756-8411
新潟市	新潟市発達障がい支援センター「JOIN」	〒951-8121 新潟県新潟市中央区水道町 1-5932-621	025-234-5340
浜松市	浜松市発達相談支援センター「ルピロ」	〒432-8023 静岡県浜松市中区鴨江 2-11-1	053-459-2721
名古屋市	名古屋市発達障害者支援センター「りんくす名古屋」	〒466-0858 愛知県名古屋市昭和区折戸 町 4-16 児童福祉センター内	052-757-6140
京都市	京都市発達障害者支援センター「かがやき」	〒602-8144 京都府京都市上京区丸太町 通黒門東入藁屋町 536-1	075-841-0375
大阪市	大阪市発達障害者支援センター「エルムおおさか」	〒547-0026 大阪府大阪市平野区喜連西 6-2-55 大阪市立心身障害者リハビリテー ションセンター2 階	06-6797-6931
堺市	堺市発達障害者支援センター	〒590-0808 大阪府堺市堺区旭ヶ丘中町 4 丁 3-1 堺市立健康福祉プラザ3階	072-275-8506

神戸市	神戸市こども家庭センター発達障害ネットワーク推進室	〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町 1-3-1	078-382-2760
広島市	広島市発達障害者支援センター	〒732-0052 広島県広島市東区光町 2-15-55 広島市こども療育センター内	082-568-7328
岡山市	岡山市発達障害者支援センター	〒700-0905 岡山県岡山市北区春日町 5-6 岡山市勤労者福祉センター1階	086-236-0051
北九州市	北九州市発達障害者支援センター「つばさ」	〒802-0803 福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘 10-2 北九州市立総合療育センター内	093-922-5523
福岡市	福岡市発達障がい者支援センター「ゆうゆうセンター」	〒810-0065 福岡県福岡市中央区地行浜 2-1-6 福岡市発達教育センター内	092-845-0040

発達障害者支援法

(平成十六年十二月十日法律第百六十七号)

最終改正：平成二四年八月二二日法律第六七号

(最終改正までの未施行法令)

平成二十四年八月二十二日法律第六十七号 (未施行)

第一章 総則 (第一条—第四条)

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策 (第五条—第十三条)

第三章 発達障害者支援センター等 (第十四条—第十九条)

第四章 補則 (第二十条—第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。

4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

(児童の発達障害の早期発見等)

第五条 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条及び第十三条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第十四条第一項の発達障害者支援センター、第十九条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関（次条第一項において「センター等」という。）を紹介し、又は助言を行うものとする。

4 市町村は、前三項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。

5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

(早期の発達支援)

第六条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

2 前条第四項の規定は、前項の措置を講じる場合について準用する。

3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

(保育)

第七条 市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

(教育)

第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する者を含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

(放課後児童健全育成事業の利用)

第九条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

(就労の支援)

第十条 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。）、障害者就業・生活支援センター（同法第二十七条第一項の規定による指定を受けた者をいう。）、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。

(地域での生活支援)

第十一条 市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住

居の確保その他必要な支援に努めなければならない。

(権利擁護)

第十二条 国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

(発達障害者の家族への支援)

第十三条 都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

第三章 発達障害者支援センター等

(発達障害者支援センター等)

第十四条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実にを行うことができると認めて指定した者（以下「発達障害者支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

- 一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。
- 二 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。
- 三 医療、保健、福祉、教育等に関する業務（次号において「医療等の業務」という。）を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。
- 四 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

(秘密保持義務)

第十五条 発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

(報告の徴収等)

第十六条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該発達障害者支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第十七条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十八条 都道府県知事は、発達障害者支援センターが第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき、又は発達障害者支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(専門的な医療機関の確保等)

第十九条 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

第四章 補則

(民間団体への支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

(国民に対する普及及び啓発)

第二十一条 国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発)

第二十二条 国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

(専門的知識を有する人材の確保等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、

及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。

(調査研究)

第二十四条 国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

(大都市等の特例)

第二十五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(見直し)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年六月一八日法律第七三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月二六日法律第九六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

附 則（平成二四年八月二二日法律第六七号） 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

発達障害者支援法施行規則

(平成十七年四月一日厚生労働省令第八十一号)

発達障害者支援法施行令（平成十七年政令第百五十号）第一条の規定に基づき、発達障害者支援法施行規則を次のように定める。

発達障害者支援法施行令第一条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

発達障害者支援法施行令

(平成十七年四月一日政令第百五十号)

最終改正：平成二三年一月二八日政令第三六一号

内閣は、発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第一項、第十四条第一項及び第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

(発達障害の定義)

第一条 発達障害者支援法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める障害は、脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

(法第十四条第一項の政令で定める法人)

第二条 法第十四条第一項の政令で定める法人は、発達障害者の福祉の増進を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人、医療法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人とする。

(大都市等の特例)

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第二十五条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四条の三十六に定めるところによる。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年三月二日政令第三九号）

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 （平成二二年三月三十一日政令第六三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年一月二八日政令第三六一号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関

係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。ただし、第一条（地方自治法施行令第百七十九条及び別表第一道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の項の改正規定を除く。）及び第二条並びに附則第三条から第五条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

文科初第 16 号厚生労働省発障第 0401008 号

平成 17 年 4 月 1 日

各都道府県知事

各指定都市市長

各都道府県教育委員会教育長

各指定都市教育委員会教育長

各国公私立大学長

各国公私立高等専門学校長 殿

文部科学事務次官

結城 章夫

厚生労働事務次官

戸茱 利和

「発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）」（以下、「法」という。）は平成 16 年 12 月 10 日に公布された。また、本日、法に基づき「発達障害者支援法施行令（平成 17 年政令第 150 号）」（以下、「令」という。）が、令に基づき「発達障害者支援法施行規則（平成 17 年厚生労働省令第 81 号）」（以下、「規則」という。）が公布され、いずれも本日から施行されることである。

法の趣旨及び概要は下記のとおりですので、管下区市町村・教育委員会・関係団体等にその周知徹底を図るとともに、必要な指導、助言又は援助を行い、本法の運用に遺憾のないようご配意願いたい。

なお、法の施行に基づいて新たに発出される関係通知については、別途通知することとする。

記

第 1 法の趣旨

発達障害の症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とするものであること。（法第 1 条関係）。

第 2 法の概要

(1) 定義について

「発達障害」の定義については、法第 2 条第 1 項において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」とされていること。また、法第 2 条第 1 項の政令で定める障害は、令第 1 条において「脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害」とされていること。さらに、令第 1 条の規則で定める障害は、「心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）」とされていること。

これらの規定により想定される、法の対象となる障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものうち、ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）における「心理的発達の障害（F80-F89）」及び「小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害（F90-F98）」に含まれる障害であること。

なお、てんかんなどの中枢神経系の疾患、脳外傷や脳血管障害の後遺症が、上記の障害を伴うものである場合においても、法の対象とするものである。（法第 2 条関係）

(2) 国及び地方公共団体の責務について

国、都道府県及び市町村は、発達障害児に対しては、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが重要であることから、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じること。また、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じること。発達障害を早期に発見することは、その後の支援を効果的・継続的に行っていくためのものであること。（法第 3 条第 1 項・第 2 項関係）

支援等の施策を講じるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないこと。その際、本人や保護者に対して支援の内容等について十分な説明を行い、理解を得ることが重要であること。（法第 3 条第 3 項関係）

(3) 関係機関の連携について

発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うこと。（法第 3 条第 4 項関係）

(4) 国民の責務について

国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならないこと。(法第4条)

(5) 児童の発達障害の早期発見及び早期の発達支援について

児童の発達障害の早期発見のために、市町村は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条及び第13条に規定する健康診査及び学校保健法（昭和33年法律第56号）第4条に規定する健康診断を行うにあたり十分留意するとともに、発達障害の疑いのある児童に対し、継続的な相談を行うよう努め、当該児童の保護者に対し、医療機関等の紹介、助言を行うこと。

また、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、相談、助言その他適切な措置を講じること。

都道府県において、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じること。(法第5条・第6条関係)

(6) 保育、放課後児童健全育成事業の利用及び地域での生活支援について

市町村が、保育、放課後児童健全育成事業の利用、地域での生活支援のために適切な配慮、必要な支援等を行うものとする。こと。(法第7条・第9条・第11条関係)

(7) 教育について

国、都道府県及び市町村が、発達障害児（18歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校、盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校に在学する者を含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他の必要な措置を講じるものとする。こと。

また、大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。こと。(法第8条関係)

(8) 就労の支援について

都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所等の相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めるものとする。こと。

また、都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。こと。(法第10条関係)

(9) 権利擁護について

国、都道府県及び市町村は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。 (法第 12 条関係)

(10) 発達障害者の家族に対する支援について

都道府県及び市町村は、発達障害者の支援に際しては、家族も重要な援助者であるという観点から、発達障害者の家族を支援していくことが重要である。特に、家族の障害受容、発達支援の方法などについては、相談及び助言など、十分配慮された支援を行うこと。また、家族に対する支援に際しては、父母のみならず兄弟姉妹、祖父母等の支援も重要であることに配慮すること。 (法第 13 条関係)

(11) 発達障害者支援センターについて

平成 14 年度より、「自閉症・発達障害支援センター運営事業（平成 14 年 9 月 10 日障発第 0910001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」が実施されてきたところである。今般、法の成立により発達障害者支援センターが本法に位置づけられ、都道府県等は「自閉症・発達障害支援センター」を「発達障害者支援センター」として指定することとなる。

発達障害者支援センターの業務内容については、従来の「自閉症・発達障害支援センター」と同一のものであるが、センターにおける支援の対象者については、法における発達障害の範囲が学習障害や注意欠陥多動性障害なども含み、これまでよりも拡大することとなることから、その十分な対応を行うこと。 (法第 14 条関係)

また、発達障害者支援センターは、都道府県知事等により指定されることとなり、職員の秘密保持、業務状況に関する報告の徴収、業務の改善に関する必要な措置、指定の取り消しが定められているため、その責務について十分認識の上、支援にあたること。 (法第 15 条・第 16 条・第 17 条・第 18 条関係)

(12) 病院や診療所など専門的な医療機関の確保について

国、都道府県及び市町村は、発達障害の専門的な診断及び発達支援を行うことのできる病院又は診療所を地域に確保し、日頃から地域の住民に情報提供を行うこと等により、医療機関による支援体制の整備に努めること。 (法第 19 条関係)

(13) 民間団体の活動の活性化への配慮について

国、都道府県及び市町村は、発達障害者を支援するためのさまざまな団体の活動の活性化を図ることは重要であり、その際、家族のみならず発達障害者当事者の団体の活動が活

性化されるよう配慮すること。(法第 20 条関係)

(14) 国民に対する普及及び啓発について

国、都道府県及び市町村は、発達障害については、障害を有していることが理解されずに困難を抱えている場合が多いことなどから、発達障害者についての理解を深めることなどを国民の責務（第 4 条関係）と規定していることと併せて、具体的に発達障害に関する国民の理解を深めるための必要な広報及びその他の啓発活動を行うこと。(法第 21 条関係)

(15) 医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発について

国、都道府県及び市町村は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならないこと。(法第 22 条関係)

(16) 専門的知識を有する人材の確保等について

国、都道府県及び市町村は、発達障害者への適切な支援を確保していくため、医療、保健、福祉、教育、労働等の分野において発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保することが重要な課題であること。

そのため、国においては医師については国立精神・神経センターにおいて、また、行政担当者、保健師、保育士等については国立秩父学園において、教員等については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所において、研修を実施することとしており、都道府県等においても専門的知識を有する人材の確保に積極的に努めること。(法第 23 条関係)

(17) 調査研究について

国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

そのため、独立行政法人国立特殊教育総合研究所においては、学校における発達支援の方法等に関する調査研究活動を行っている。(法第 24 条関係)

(18) 大都市等の特例について

法において、都道府県が処理することとされている事務のうち、法第 6 条第 3 項、法第 10 条第 1 項及び第 2 項、法第 13 条、法第 14 条第 1 項、法第 16 条、法第 17 条、法第 18 条並びに法第 19 条第 1 項の事務については、令第 3 条に定めるとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項により指定都市（以下「指定都市」という。）が処理するものとする。(法第 25 条関係)

発達障害者支援体制整備事業の実施について

平成 17・7・8 障発 0708003

各都道府県知事・各指定都市市長・
各中核市市長宛 厚生労働省社会・
援護局障害保健福祉部長通知

障害児（者）の福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、今般、別紙にとおり「発達障害者支援体制整備事業実施要綱」を定め、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図ることとし、平成 17 年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

なお、本事業は、文部科学省の実施する「特別支援教育体制推進事業」と協働して実施することとしているので、事業の実施に当たっては教育委員会との一体的な取組をお願いするとともに、社会福祉法人や NPO 法人等の活用も含めて、地域の実情に応じた積極的な取組が行われるよう特段の配慮をお願いする。

(別紙)

発達障害者支援体制整備事業実施要綱

1 目的

発達障害者支援体制整備事業（以下「支援事業」という。）は、自閉症、アスペルガー一症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児（者）（以下「発達障害児（者）」という。）について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図り、もって発達障害児（者）の福祉の向上を図るものである。

2 実施主体

支援事業の実施主体は、3 の(1)の事業については、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）、3 の(2)及び(3)の事業については、指定都市及び市町村とする。

ただし、事業の全部又は一部を、社会福祉法人及び特定非営利活動法人（NPO 法人）等（以下「社会福祉法人等」という。）であって、適切な事業運営ができると認められるものに委託することができるものとする。

この場合、単独の社会福祉法人等で十分な事業内容を実施することができない場合には、社会福祉法人等は、実施主体である都道府県等又は市町村の承認を得て、事業の一部について、他の社会福祉法人等に委託することができる。

なお、社会福祉法人等が、他の社会福祉法人等に事業の一部を委託した場合には、委託先の社会福祉法人等との連携を密にし、一体的に事業に取り組むものとする。

また、実施主体は、委託先に定期的な報告を求めること。

3 事業の内容

支援事業は、都道府県等支援体制整備事業、圏域支援体制整備事業及び発達・相談支援等モデル事業とする。

(1) 都道府県等支援体制整備事業

ア 趣旨

都道府県等支援体制整備事業は、都道府県等が圏域での支援体制整備の実態を把握した上で、今後の都道府県等の発達障害児（者）支援のあり方を検討すること等により、乳幼児期から成人期までの一貫した、発達障害児（者）の支援体制の整備を図ることを目的とする。

イ 実施内容

(ア) 「発達障害者支援体制整備検討委員会」の設置

各都道府県等における発達障害児（者）の実態把握、都道府県支援計画の作成、今後の支援体制整備（モデル事業を実施していない他圏域を含む。）等について検討することを目的とした、医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係部局、大学、当事者団体、親の会、NPO法人、発達障害者支援センターの管理責任者等の関係者からなる「発達障害者支援体制整備検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

なお、委員会の設置に当たっては、文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」の「広域特別支援連携協議会」と密接な連携を図ること。

(イ) 委員会の役割

委員会では、県内のニーズや体制整備の状況等を勘案し、(2)の圏域支援体制整備事業を実施する圏域（障害保健福祉圏域等）を指定することとする。

なお、実施圏域の指定に当たっては、文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」のLD、ADHD等推進地域との関係も考慮するとともに、管内のニーズ等を勘案した上で、積極的な事業展開が期待される圏域とするよう努めること。

圏域で実施した成果を、委員会で検証の上、都道府県等内の望ましい支援体制の在り方について検討し、都道府県等内の全域に対してその成果を波及させることを目指すこと。

(ウ) 理解の促進の実施

発達障害に関して、各都道府県等の住民の理解を促進するため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催する。

ウ 留意事項等

国庫補助の対象とする期間は原則として、3年以内とする。

実施主体である都道府県等は、本事業の毎年度の実施状況について、別に定める様式により翌年度4月末日までに、厚生労働大臣あて提出すること。

(2) 圏域支援体制整備事業

ア 趣旨

都道府県等における乳幼児期から成人期まで一貫した、発達障害児（者）の支援体制の整備を図るため、委員会が指定した1圏域で次に掲げる支援等をモデル的に行い、その成果を他圏域に波及させることを目的とする。

具体的には、発達障害児（者）に対するライフステージに応じた一貫した支援を的確に行うため、イの（ウ）の発達障害支援コーディネーターを中心に、当事者や保護者が日常的に利用可能な、身近にある保健所、保育所、学校、福祉事務所、関係施設、ハローワーク等の関係者が連携し、個々の発達障害の状態に応じたきめ細かなイの（イ）の個別の支援計画を作成の上、必要な支援を行うものである。

イ 実施内容

(ア) 連絡調整会議の設置

発達障害についての連絡調整や適切な情報の伝達、権利擁護を推進するとともに、イの個別の支援計画の作成のため、指定された圏域に連絡調整会議を設置する。

連絡調整会議では、発達障害支援コーディネーターが中心となり、医療、保健、福祉、教育及び労働の関係部局・機関等の関係者を集めて、発達障害児（者）の個別の支援計画を作成するためのチームを作る。

なお、文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」の「特別支援連携協議会」と連携を図ることとする。

(イ) 個別の支援計画の作成

連絡調整会議では、個別の支援計画の策定方法等についての検討を行った上で、圏域内の発達障害児（者）について、当事者や保護者の了解を得て、個別の支援計画を作成するとともに、サービス調整等の必要な支援を行う。

個別の支援計画の作成に当たっては、利用者のニーズの把握や、現在活用可能な社会資源の調整を行い、適宜フォローアップやモニタリングを行うとともに、必要に応じて個別の支援計画の評価、見直し等を行うこととする。

(ウ) 発達障害支援コーディネーターの配置

発達障害児（者）及び保護者の相談に応じるとともに、(ア)、(イ)に掲げた事項を実施するため、社会福祉士又は臨床心理士等で、自閉症児（者）に対する支援について相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と都道府県等が認める者を、発達障害支援コーディネーターとして1名以上専従で配置すること。既存の相談支援事業や施設に係る日常業務に従事することのないようにすること。

発達障害支援コーディネーターは、相談支援を行うとともに、圏域における連絡調整会議を開催し、各関係機関等のネットワークの中で、発達障害児（者）の援助プログラムを合議の上作成することとする。

また、相談支援の実施に当たっては、地域における親の会などの連携や協力の下、実施されたい。

なお、発達障害支援コーディネーターは、教育委員会の指導主事や学校内に位置づけられている「特別支援教育コーディネーター」との連携を密にし、地域の発達障害児（者）の情報収集に努めるとともに、支援に関する情報の取り扱いには十分注意すること。

(エ) 関係者の研修等の実施

福祉及び教育関係機関の職員等を対象とした研修等により、発達障害児（者）支援に関する専門性のアップ及び質の向上を図ることとする。

また、研修等の実施に当たっては、発達障害児（者）が、犯罪等の被害や消費者としてのトラブルに巻き込まれることがあることにも留意し、関係者の理解を得るため、警察や司法関係者を講師とすることなども検討されたい。

ウ 発達障害者支援センターとの関係

本事業はより身近な圏域で支援体制の整備をモデル的に行うものであるが、実施に当たっては、発達障害者支援センターと連携するとともに、発達障害者支援センターと当該圏域との役割を明確にし、発達障害者支援センターが都道府県域全体を範囲とする中核的な専門機関としての機能を発揮できるよう努めること。

エ 留意事項等

国庫補助の対象とする期間は原則として、3年以内とする。

(3) 発達・相談支援等モデル事業

ア 趣旨

発達障害については、自閉症はもとより学習障害や注意欠陥多動性障害等の障害の範囲に及び、その支援ニーズも医療、保健、福祉、教育、雇用等の広範囲に及び、このような広範囲の発達障害児（者）の支援ニーズやサービスモデルについて明らかにする必要がある。

このため、障害児通園施設、障害児デイサービス等、障害児に対する療育の技術や経験のある施設や事業所に臨床心理士、言語聴覚士及び作業療法士等を配置し、受託施設の職員や地域にある諸機関（保健センター、児童相談所、保育所、学校等）の職員の協力の下、在宅の発達障害児（必要に応じて発達障害者も含む。）の診断・評価、発達支援等を実施して、当該児童が地域生活を円滑に送れるようにするたの援助をモデル的に実施するものである。

なお、原則として、モデル事業の対象としては、障害児通園施設などを利用して（措置を受けている）発達障害児は除外する。

イ 実施内容（例示）

本モデル事業については、先駆的な事業として、その成果を広く全国に普及でき

るものを対象とすることとし、例えば、以下のような内容の事業が考えられる。

(ア) 診断・検査機能

医師および臨床心理士が担当する。

自閉症等の障害が疑われる児童に対して、諸検査を実施して障害名や障害の程度を確定するとともに、保護者や本人に伝達・説明し、障害への理解と受容を促す。必要に応じて、児童が日常的に通う場所（保育所、学校等）に出向いて観察・評価も行う。保護者の了解の下で、学校や保育所等の諸機関に対して情報を提供する。

(イ) 発達支援

臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、保育士等が担当する。

自閉症児等がもつコミュニケーションやソーシャルスキルの障害、感覚や協調運動の障害等に対して、通園による個別・グループ指導や訪問・職員派遣による保健センター・保育所・学校等への施設支援を通して改善を図る。

a 通園による指導（受託施設に定期的に通園させて指導する）

(a) 個別指導

コミュニケーション支援やソーシャルスキルトレーニング等を個別的に提供するとともに、保護者へのカウンセリングやペアレントトレーニングなども必要に応じて実施する。

また、本人への情報提供（告知）やカウンセリングも主要な業務とする。

(b) グループ指導

対象児童に態様により、グループによる指導が有効な場合もあり、対象児の年齢、発達レベルなどを考慮して適切な小グループを構成し、コミュニケーション支援やソーシャルスキルトレーニング等を提供する。

b 職員派遣による指導

家庭・保育所・学校等、児童が日常的に過ごす場所に職員が出向き、担当職員に情報提供するとともに、担当職員と協力して、日常活動が円滑に進められるように支援する。また、何らかの事情で通園することが困難な児童に対しては、保健センターや公民館等の施設を利用して指導を実施することも考慮する。

ウ 発達障害者支援センターとの関係

本事業では、地域に密着して発達障害児の成育を保障し、成人期の生活に必要な生活技術を付与することを目的とするが、発達障害者支援センターの機能を補完するとともに、必要に応じ、発達障害者支援センターに専門的な見地からの意見を聞くものとする。

エ 留意事項等

都道府県は、実施市町村の指定に当たっては、管内のニーズ等を勘案した上で、積極的な事業展開が期待される市町村とするよう努めること。

圏域支援体制整備事業と同一の市町村が実施することも可能であり、その場合には、発達障害支援コーディネーター等との連携を密にし、相乗効果が得られるよう工夫すること。

なお、国庫補助の対象とする期間は原則として、3年以内とする。

4 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県等支援体制整備事業は都道府県等、圏域支援体制整備事業及び発達・相談支援等モデル事業は指定都市又は市町村が支弁するものとする。

5 経費の補助

国及び都道府県の補助については、別に定めるところによる。

発達障害者支援センター運営事業の実施について

平成 17・7・8 障発 0708004

各都道府県知事・各指定都市市長・
各中核市市長宛 厚生労働省社会・
援護局障害保健福祉部長通知

障害児（者）の福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところである。

近年、自閉症等に対する社会的な関心が高まり、自閉症等に対する積極的な対応が求められてきており、平成 14 年度から自閉症・発達障害支援センターを拠点とした支援体制の整備を推進しているところである。

今般、発達障害者支援法において「自閉症・発達障害支援センター」が「発達障害者支援センター」として位置付けられたことに伴い、発達障害者の早期発見、早期の支援等を図るなど、発達障害者及び家族に対する支援を総合的に行うため、別紙のとおり「発達障害者支援センター運営事業実施要綱」を定め、平成 17 年 4 月より適用することとしたので、留意のうえその取扱いに遺憾なきを期せられたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 14 年 9 月 10 日発第 09010001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「自閉症・発達障害支援センター運営事業の実施について」は、廃止する。

別 紙

発達障害者支援センター運営事業実施要綱

1 目的

発達障害者支援センター（以下「センター」という。は、自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害者（以下「発達障害者」という。）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害者に対する地域での総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障害児（者）及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

(1) 実施主体は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等は、センターの行う事業の全部又は一部について、発達障害者支援法（平成 17 年法律第 167 号）第 14 条第 1 項に基づく指定を受けた社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人及び発達障害者の福祉の増進を目的として設立された民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定により設立された法人または特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人（以下「社会福祉法人等」という。）に委託することができる。

(2) 社会福祉法人等は、都道府県等の承認を得て、事業の一部について、他の社会福祉法人等に委託することができる。なお、この場合には、社会福祉法人等は、委託先の社会福祉法人等との連携を密にして、一体的に事業に取り組むものとする。

3 自閉症児施設等への附置

センターは、発達障害児（者）に対する効果的な支援が行われるよう、発達障害児（者）に対する相談支援等に関する知見の活用、夜間及び緊急時への対応並びに一時保護等の施設機能の活用を図る観点から、原則として、自閉症児施設、知的障害者施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設その他都道府県等が適当と認める施設（以下「自閉症児施設等」という。）に附置するものとする。なお、特定非営利活動法人への委託等、自閉症児施設等に附置しない場合においても、夜間及び緊急時への対応並びに一時保護等の体制が確保できるよう、自閉症児施設等との連携を図ることとする。

4 センターを附置する施設等の選定

都道府県等は、自閉症児施設等の中からセンターを附置する施設等を選定するものとする。

なお、選定に当たっては、地域における発達障害児（者）のニーズを十分把握し、利用者の利便性に配慮の上、選定するものとする。

5 センターの利用対象者

センターが行う事業の利用対象者は、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢で発現するものがあるもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害を有する障害児（者）及びその家族とする。

6 事業の内容

センターにおいては、地域の発達障害児（者）を支援するため、次に定める事業を実施する。

(1) 発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援

- ① 発達障害に関する各般の問題について、発達障害児（者）及びその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言をするとともに情報提供を行う。
- ② 発達障害児（者）に対する相談支援は、来所又は訪問による面談のほか、電話又はインターネット等の情報通信機器を用いた相談などを実施することとし、地域の発達障害児（者）のニーズや相談内容に応じて弾力的な対応を図るものとする。

(2) 発達障害児（者）及びその家族等に対する発達支援

- ① 発達障害児（者）及びその家族等に対し発達支援に関する相談を実施し、家庭での発達障害児（者）の発達に関する指導又は助言、並びに情報提供を行うとともに、必要に応じて、発達障害児（者）の医学的な診断及び心理的な判定を行うものとする。その際、児童相談所、知的障害者更生相談所及び医療機関等と連携を図るものとする。
- ② 知的障害児施設、知的障害者更生施設及び保育所等を利用している発達障害児（者）に対する発達支援方法に関する指導又は助言を行うものとする。
- ③ 夜間等の緊急時や行動障害により、一時的な保護が必要となった場合には、センターを附置した自閉症児障害児施設において一時的な保護を行うものとする。なお、この場合には、短期入所（ショートステイ）の利用として取り扱うこととする。

(3) 発達障害児（者）に対する就労支援

就労を希望する発達障害児（者）に対し、就労に向けて必要な相談等による支援を行うとともに、必要に応じて公共職業安定所、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関との連携を図るものとする。

(4) 関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修

- ① 発達障害の特性及び対処方法等について解説したわかりやすいパンフレット、チラシ等を作成し、自閉症児施設等の関係施設及び児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所（市町保健センターを含む。以下同じ。）、学校、幼稚園、保育所、医療機関、企業等に配布することなどにより普及啓発を図り、発達障害児（者）に関する理解の促進に努める。
- ② 発達障害児（者）に対する取り組みを積極的に進めるため、自閉症児施設等の関係施設の職員及び児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、学校、幼稚園、保育所、医療機関等の関係機関の職員、並びに都道府県及び市町村の障害福祉を担当する職員を対象に研修を実施する。

7 職員の配置等

(1) 職員の配置

- ① 相談支援を担当する職員

社会福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に定める社会福祉士をいう。以下同じ。）であって、発達障害児（者）の相談支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と都道府県知事等が認める者。

② 発達支援を担当する職員

発達障害児（者）の心理判定及び発達支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と都道府県知事等が認める者。

③ 就労支援を担当する職員

発達障害児（者）の就労について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と都道府県知事等が認める者。

(2)職員の責務

- ① センターの職員は、その職務を遂行するに当たっては、発達障害児（者）及びその家族のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がなく、その業務上知り得た発達障害児（者）及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ② センターの職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た発達障害児（者）及びその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- ③ 職員は、センターの果たすべき役割に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会を捉え、相談支援等の知識・技術等に関し、自己研鑽に努めるものとする。

8 センターの設備

センターには、次の設備を設けるものとする。

ただし、センターを附置した自閉症児施設等の入所児（者）への支援や、施設の運営上支障がない場合には、附置した施設と設備の全部又は一部を共有することは差し支えないものとする。

なお、相談室等については、利用者個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

- ①相談室等
- ②事務所
- ③便所
- ④その他必要な設備

9 事業の周知

都道府県等及びセンターは、地域の発達障害児（者）及びその家族が本事業を利用しやすくするため、事業の目的や利用方法等について、積極的に広報活動を行うものとする。

10 関係施設及び関係機関等との連携

- (1) 発達障害児（者）に対し、福祉、保健、医療、教育、就労の各分野の支援が総合的に提供されるよう、自閉症児施設等の関係施設や児童相談所等の関係機関等との密接な連携を図ること。
- (2) 発達障害者に対する総合的なサービスのあり方を検討するため、自閉症児施設等、児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、教育委員会、公共職業安定所、地域障害者職業センター、医療機関、及び障害児（者）地域療育等支援事業実施施設、都道府県、市町村及び家族団体等により構成される連絡協議会を定期的に開催すること。
- (3) 都道府県及びセンターは、自閉症児施設等の関係施設及び児童相談所等との関係機関との連絡体制の確保に務めること。また、関係施設及び関係機関は、必要に応じて相互に助言や協力を行うものとする。

11 苦情解決等

- (1) センターは、その提案した相談支援等に関する発達障害児（者）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- (2) センターは、その提供した相談支援等に関し、都道府県等が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該都道府県等の職員からの質問若しくは照会に応じ、並びに発達障害児（者）及びその家族からの苦情に関し、都道府県等が行う調査に協力するとともに、都道府県等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- (3) 相談支援等の実施に当たっては、本人や家族にその内容を十分に説明し同意を得るなど、その権利擁護に配慮すること。

12 費用の支弁

センターの行う事業に要する費用は、都道府県等が支弁するものとする。

13 経費の補助

国は都道府県等がセンターの行う事業のため支弁した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

14 協議

都道府県知事及び指定都市市長は、本要綱に基づく事業を実施し、国の補助を受けようとするときは、あらかじめ別紙様式により、厚生労働大臣に協議し、承認を受けるものとする。

「発達障害者支援センター運営事業の実施について」取扱いについて

平成 17・7・8 障障発 0708001

各都道府県・各指定都市民生主管部（局）長宛
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課長通知

標記については、平成 17 年 7 月 8 日障障発 0708004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（以下「部長通知」という。）により実施することとされたところであるが、その実施にあたっては、次の事項を留意し、その適正かつ円滑な運営が図られるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 14 年 9 月 10 日障障発 0910001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「「自閉症・発達障害支援センター運営事業の実施について」取扱いについて」は、廃止する。

1 事業の再委託の経費について

発達障害者支援センター（以下「センター」という。）の行う事業の委託を受けた社会福祉法人等は、その行う事業の一部について、他の社会福祉法人等に委託することができるが、その場合、再委託に要する経費は、当該センターの行う事業の委託を受けた社会福祉法人等において取りまとめること。

2 センターを附置する施設の選定について

センターを附置する施設は、部長通知の 4 により自閉症児施設等の中から実施主体である都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が選定することとなるが、部長通知の 2 の「その他都道府県等が適当と認める施設」とは、当該施設が通所施設である場合であって、他の入所施設の一時保護等の施設機能を活用することにより、夜間及び緊急時への対応が可能となり、当該通所施設が発達障害に関して知見を有する施設である場合をいうものであること。

3 事業を実施する上での留意点等について

(1)発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援

①実施方法の周知

来所及び電話による相談等の実施日、実施時間、実施場所並びに相談方法等について、あらかじめ広報等により周知を図ること。

②発達障害児（者）及びその家族等への配慮

夜間及び休日に実施すること並びに利用しやすい場所にある公民館等を活用すること等、発達障害児（者）及びその家族等の利便性に配慮すること。

また、相談支援の実施に当たっては、個人の秘密の保持や、本人や家族に内容を十分に説明し同意を得るなど、その権利擁護に配慮すること。

③ニーズの把握

地域における発達障害児（者）の実態及びニーズの把握に努めること。

また、相談を希望する発達障害児（者）及びその家族等に対し、必要に応じて家庭訪問を行う等により、家族構成、家庭環境等の基礎的な事項の把握に努めるとともに、これらの者のニーズの明確化を図ること。

④緊急時の連絡体制の整備

夜間等における相談及び緊急時に適切に対応するため、センターを附置した自閉症児施設等との連絡を密にし、相談等に迅速に対応できるよう連絡体制の整備に努めること。

⑤相談内容の記録

計画的、かつ継続性のある相談支援を行うため、相談支援の内容を具体的に記録し、適切な管理の方法等により保管すること。

⑥関係機関との連携

センターは、児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、障害児（者）地域療育等支援事業実施施設、保健所（市町村保健センターを含む。以下同じ。）教育委員会、公共職業安定所、地域障害者職業センター、医療機関等との連携を密にし、情報の交換等に留意しつつ、相談支援を実施することにより、円滑かつ効果的な事業の実施に努めること。

(2) 発達障害児（者）及びその家族等に対する発達支援

①支援内容等の周知

発達支援を受けるための手続き及びその内容について、あらかじめ広報等により周知を図ること。

②実施方法

発達支援は、発達障害児（者）の障害の状況等に応じて、発達支援に関する個別計画（以下「発達支援計画」という。）を作成し、これに基づく計画的に行うこととし、その実施に当たっては、本人や家族に内容を十分説明し同意を得るなど、その権利擁護に配慮すること。

なお、発達支援計画の作成に当たっては、必要に応じて家庭訪問を行う等の方法により利用者のニーズを明確にし、達成すべき目標を定め、目標達成のための発達支援方法について具体的に提示できるようにするとともに、本人又は家族の同意を得ること。

また、発達支援計画について、適宜その評価を行い、必要に応じ発達支援計画の修正・見直しを行うこと。

③実施内容の記録

計画的、かつ継続性のある発達支援を行うため、発達支援の内容を具体的に記録し、適切な管理の方法により保管すること。

④関係機関との連携

発達支援を行うに当たっては、児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、心身障害児総合通園センター、精神保健福祉センター、医療機関等の関係機関と十分に連携を図るものとする。

(3) 発達障害児（者）に対する就労支援

①支援内容等の周知

発達支援を受けるための手続き及びその内容について、あらかじめ広報等により周知を図ること。

②実施方法

ア) 就労支援は、日々の生活習慣の形成、職業生活上の一般的ルールを理解及び交通機関の円滑な利用等の職業生活を行うために必要な知等の習得を図るための支援を行うこととし、その実施に当たっては、本人に内容を十分説明し同意を得るなど、その権利擁護に配慮すること

イ) 企業等を継続的に訪問し、発達障害についての情報を提供するなど、発達障害に関する理解の促進を図ることにより、就労の場の拡大に努めること。

ウ) 就労が可能な発達障害児（者）に対しては、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等と相互に連携を図りながら就労支援に取り組むこと。

(4) 関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修

①自閉症児施設等の関係施設等の職員の研修

自閉症児施設等の関係施設等の職員及び児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、学校、幼稚園、保育所、医療機関等の関係機関の職員、並びに都道府県及び市町村の障害福祉を担当する職員を対象に研修を実施すること。

研修内容は、以下の例を参考として、発達障害に関する基礎知識・技術を習得することを目的とすること。

ア) 発達障害の定義及び特性

イ) 発達障害児（者）の早期発見

ウ) 発達障害児（者）への発達支援

エ) 関係施設及び関係機関等

オ) 発達障害児（者）の家族に対する支援

カ) 具体的な事例検討

②発達障害児（者）に係る教育関係者及びセンター職員等の合同研修

研修は、発達障害児（者）が現に通学する養護学校、小・中学校等の教職員とセンターの職員が参加する合同の研修会とすること。また、必要に応じ、児童相談所等の

福祉関係機関及び教育委員会等の教育関係機関の職員を対象とすること。

研修内容は、日常的に実践している発達障害児（者）への具体的な取組について、情報の共有化等を図るとともに、具体的な事例に関するケースワークを中心とした研修とすること。

4 職員の配置等について

部長通知の7にいう「管理責任者」は、センターの運営に必要な知識及び経験を有する者でなければならない。ただし、運営上支障がない場合は、他の施設等の職務に従事することができるものとする。

5 関係施設及び関係機関等との連携

部長通知の10にいう「連絡協議会」においては、地域の発達障害児（者）の状況に関する情報を共有し、発達障害児（者）への総合的なサービス提供、緊急時等における迅速かつ的確な対等の必要な支援に関する検討を行うこと。検討内容は、次の事項を参考とすること。

- ア) 地域の発達障害児（者）の実態
- イ) 各関係施設及び関係機関の役割
- ウ) 適切な支援の在り方
- エ) 関係施設及び関係機関の効果的な連携の在り方
- オ) 具体的な事例検討
- カ) その他必要な事項

6 実施状況の報告

- (1) 都道府県等は、センターから実施状況等について適宜報告を聴取るすなど、その実施状況等の把握に努めること。
- (2) 都道府県等は、本事業の毎年度の実施状況等について別紙様式により翌年度4月末日までに、厚生労働大臣宛に報告すること。